

令和2年8月7日

公立及び民間の保育施設関係事業施設長
並びに保護者各位

石垣市長 中山 義 隆
〔公 印 省 略〕

沖縄本島及び県外に渡航した場合の出勤・登園の判断基準の変更について（通知）

保育施設をご利用中の保護者の皆様また各保育施設の運営にご尽力を頂いている保育施設関係の皆様には、日頃から新型コロナウイルス感染症対策にご理解、ご協力を頂き心から感謝申し上げます。

連日、報道等でもありますように新型コロナウイルスの感染が、全国各地において一層の広がりを見せており、県内においては8月に入り連日一日当たり70人を越える新規感染者が確認され、さらに旅行で本市に滞在していた福井県の旅行者6名が、帰宅後に新型コロナウイルスを発症したとして、今後の状況に予断を許さない状況が続いております。

そのような状況を受け、先に通知(令和2年7月30日付發文)をしました「県外渡航した場合の出勤・登園の判断基準」については、宮古島市内においても感染拡大の状況があることから、宮古郡に渡航した場合を含む取扱いとし、八重山郡(竹富町・与那国町)以外から帰島した場合、帰島後7日間は保育施設職員の出勤、乳幼児の登園を控えていただくこととしますので、ご理解、ご協力をお願いします。

なお、本取組みの終了期限につきましては、国内における新型コロナウイルスの感染者数及び情報等に基づき総合的に判断してまいります。

記

関係資料

郡外に渡航した場合の出勤・登園の判断基準（8月7日以降適用）